

地方消費税（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度河内町一般会計予算における地方消費税（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

58,500 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 県 支出金	その他		うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	68,985	53,980	0	15,005	2,938
	介護保険	41,379	0	0	41,379	8,101
	後期高齢者医療	41,995	22,937	0	19,058	3,731
社会福祉	児童福祉	348,315	93,823	12,175	242,317	34,946
	老人福祉	4,733		0	4,733	683
	障害者福祉	10,561	7,973	0	2,588	373
	医療福祉	54,098	22,966	0	31,132	4,490
保健衛生	保健総務	43,266	0	0	5,391	523
	母子健康指導	4,264	0	0	4,264	413
	疾病予防	15,986	0	0	15,986	1,550
	健康づくり	7,762	0	0	7,762	752
合計		641,344	201,679	12,175	389,615	58,500

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。